

特定非営利活動法人千石ひろば実行委員会 定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人千石ひろば実行委員会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区千石四丁目5番2号 水野マンション101号室に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、子どもから大人、高齢者まで、主に文京区千石に暮らす幅広い層に加え、この地域で働く人たちなど、千石の町を行き交う誰もが気軽に利用できる居場所を提供することによって、人と人のふれあいや繋がりをより強く固めていき、社会問題となっている地域コミュニティの希薄化や高齢者の孤立、また障がい者の災害への不安などの解消の手助けにつとめ、誰もが安心して生活できるまちづくりに貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 地域住民の交流の場の提供事業
- (2) 地域住民団体の活動支援事業
- (3) 地域住民の生活支援事業
- (4) 地域住民交流のための飲食店の経営事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 物品販売業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛助し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会費の不返還)

第9条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除 名)

第12条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち1人を理事長とし、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選による。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条の各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

(8) 資産の管理の方法

(9) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(10) 解散における残余財産の帰属

(11) 事務局の組織及び運営

(12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集したとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会の議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

- 2 総会の議事は、この定款で定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的記録方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議するべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計、その他の事業に関する会計の2種とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算の成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、暫定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業計画及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。
- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

- 第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときは、総会において選任する場合を除き、理事がその清算人となる。

(残余財産の帰属)

- 第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項の規定に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

- 第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

- 第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細 則)

第55条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	小田巻 善雄
副理事長	宇賀治 みや子
副理事長	八木 茂
理 事	伊東 久信
理 事	長谷川 陽一
理 事	齋藤 明
監 事	江口 進
監 事	加藤 貴美江
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 この法人の設立時の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費	正会員	個人	1口	1,000円 (1口以上)
		団体	1口	3,000円 (1口以上)
	賛助会員	個人	1口	1,000円 (1口以上)
		団体	1口	3,000円 (1口以上)

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 千石ひろば実行委員会

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- ☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名	(フリガナ)	報酬の有無	役職名等
		氏名		
1	理事	オダマキ ヨシオ	無	理事長
		小田巻 善雄		
2	理事	ウガジ ミヤコ	無	副理事長
		宇賀治 みや子		
3	理事	ヤギ シゲル	無	副理事長
		八木 茂		
4	理事	イトウ ヒサノブ	無	
		伊東 久信		
5	理事	ハセガワ ヨウイチ	無	
		長谷川 陽一		
6	理事	サイトウ アキラ	無	
		齋藤 明		
7	監事	エグチ ススム	無	
		江口 進		
8	監事	カトウ キミエ	無	
		加藤 貴美江		
9			無	
10			無	

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人千石ひろば実行委員会

1 事業実施の方針

令和7年度は、当法人の認知度を上げるために、地域住民や地域で働く人たちへ活動内容を周知することを第一の目標として事業を行っていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 528 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
地域住民の交流の場の提供事業	地域で活動する団体の活動をする場所の提供	通年	事務所	10人	文京区千石地域及び近隣の住民	600人	240
地域住民団体の活動支援事業	地域住民や団体が作成した作品等の展示や販売のためのひと欄レンタルBOXを提供	週3回～4回	事務所	4人	文京区千石地域及び近隣の住民	30人	39
地域住民の生活支援事業	地域住民などの生活上の困りごとの解決支援	随時	事務所	4人	文京区千石地域及び近隣の住民	30人	9
地域住民交流のための飲食店の経営事業	地域の子どもから高齢者までが気軽に集まり交流できるカフェを実施	週3回～4回	事務所	6人	文京区千石地域及び近隣の住民	300人	240

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 9 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
物品販売業	地域住民、団体、法人の運営支援のためのバザーなどの実施	年3回～4回	事務所	10人	9

令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人千石ひろば実行委員会

1 事業実施の方針

令和8年度は、当法人が実施している活動に参加利用してもらえる地域住民や近隣住民を増やし、事業の安定化を図るとともに、当法人の活動に賛助していただける個人や団体の賛助会員を獲得するための事業を行っていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業 (事業費の総費用【 2112 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
地域住民の交流の場の提供事業	地域で活動する団体の活動をする場所の提供	通年	事務所	10人	文京区千石地域及び近隣の住民	2400人	960
地域住民団体の活動支援事業	地域住民や団体が作成した作品等の展示や販売のためのひと棚レンタルBOXを提供	通年	事務所	4人	文京区千石地域及び近隣の住民	200人	156
地域住民の生活支援事業	地域住民などの生活上の困りごとの解決支援	随時	事務所	4人	文京区千石地域及び近隣の住民	120人	36
地域住民交流のための飲食店の経営事業	地域の子どもから高齢者までが気軽に集まり交流できるカフェを実施	週3回～4回	事務所	6人	文京区千石地域及び近隣の住民	1200人	960

(2) その他の事業 (事業費の総費用【 36 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
物品販売業	地域住民、団体、法人の運営支援のためのバザーなどの実施	年3回～4回	事務所	10人	36

令和7年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人千石ひろば実行委員会

（単位：円）

科目		特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
		金額	小計・合計	金額	小計・合計	
(単位：円)						
(A) 経常収益						
1	受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	20,000	20,000		0	20,000
2	受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益		0		0	0
3	受取助成金等 受取補助金	600,000	600,000		0	600,000
4	事業収益 地域住民の交流の場の提供事業収益 地域住民団体の活動支援事業収益 地域住民の生活支援事業収益 地域住民交流のための飲食店経営事業収益 物品販売事業収益	228,000 10,000 10,000 60,000	308,000	20,000	20,000	328,000
5	その他の収益 受取利息		0		0	0
経常収益計			928,000	20,000	948,000	
(B) 経常費用						
1	事業費 (1) 人件費 給料手当 役員報酬 退職給付費用 福利厚生費		0		0	0
	(2) その他経費 会費費 旅費交通費 施設等評価費用 減価償却費 印刷製本費 特定非営利活動法人に係る事業の事業費 その他の事業の事業費	70,000 29,400 428,600 528,000	528,000	9,000	3,000	537,000
事業費計			528,000	9,000	537,000	
2	管理費 (1) 人件費 役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費		0		0	0
	(2) その他経費 消耗品費 水道光熱費 通信運搬費 地代家賃 旅費交通費 減価償却費 エアコンクリーニング	30,000 12,600 218,400 30,000	291,000	0	0	291,000
管理費計			291,000	0	291,000	
経常費用計			819,000	9,000	828,000	
当期経常増減額 (A) - (B) ... ①			109,000	11,000	120,000	
(C) 経常外収益						
	固定資産売却益 過年度損益修正益					
経常外収益計			0	0	0	
(D) 経常外費用						
	固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損					
経常外費用計			0	0	0	
当期経常外増減額 (C) - (D) ... ②			0	0	0	
経常区分増減額 ... ③			11,000	-11,000		
税引前当期正味財産増減額 ①+②+③ ... ④			120,000	0	120,000	
法人税、住民税及び事業税 ... ⑤					17,500	
前期繰越正味財産額 ... ⑥						
次期繰越正味財産額 ④-⑤+⑥					102,500	

令和8年度 活動予算書(その他事業がある場合)

特定非営利活動法人千石ひろば実行委員会

(単位:円)

科目		特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
		金額	小計・合計	金額	小計・合計	
(A) 経常収益						
1	受取会費		80,000		0	80,000
	正会員受取会費	20,000				
	賛助会員受取会費	60,000				
2	受取寄附金		50,000		0	50,000
	受取寄附金	50,000				
	施設等受入評価益					
3	受取助成金等		2,400,000		0	2,400,000
	受取補助金	2,400,000				
4	事業収益		1,560,000		60,000	1,560,000
	地域住民の交流の場の提供事業収益	960,000				
	地域住民団体の活動支援事業収益	60,000				
	地域住民の生活支援事業収益	60,000				
	地域住民交流のための飲食店経営事業収益	420,000				
	物品販売事業収益			60,000		
5	その他の収益		0		0	0
	受取利息					
経常収益計			4,030,000		60,000	4,090,000
(B) 経常費用						
1	事業費		0		0	0
	(1) 人件費					
	給料手当					
	役員報酬					
	退職給付費用					
	福利厚生費					
	(2) その他経費		2,112,000		36,000	2,148,000
	会費	560,000				
	旅費交通費	140,000				
	施設等評価費用	1,412,000				
	減価償却費					
	印刷製本費					
	特定非営利活動法人に係る事業の事業費	2,112,000				
	その他の事業の事業費			36,000		
事業費計			2,112,000		36,000	2,148,000
2	管理費		0		0	0
	(1) 人件費					
	役員報酬					
	給料手当					
	退職給付費用					
	福利厚生費					
	(2) その他経費		1,233,600		0	1,233,600
	消耗品費	240,000				
	水道光熱費	60,000				
	通信運搬費					
	地代家賃	873,600				
	旅費交通費					
	減価償却費					
	エアコンクリーニング	60,000				
管理費計			1,233,600		0	1,233,600
経常費用計			3,345,600		36,000	3,381,600
当期経常増減額 (A) - (B) ... ①			684,400		24,000	708,400
(C) 経常外収益						
	固定資産売却益					
	過年度損益修正益					
経常外収益計			0		0	0
(D) 経常外費用						
	固定資産売却損					
	災害損失					
	過年度損益修正損					
経常外費用計			0		0	0
当期経常外増減額 (C) - (D) ... ②			0		0	0
繰越区分増減額 ... ③			24,000		-24,000	
税引前当期正味財産増減額 ①+②+③ ... ④			708,400		0	708,400
法人税、住民税及び事業税 ... ⑤						70,000
前期繰越正味財産額 ... ⑥						
当期繰越正味財産額 ④-⑤+⑥						638,400

特定非営利活動法人千石ひろば実行委員会 設立趣旨書

1 趣旨

ソーシャルメディアの普及やITによる情報化が進み、さまざまな世代においても情報が共有化できるようになったことで生活の利便性が増してきました。また、多様性にも寛容で快適な社会になったと言われています。しかし、その一方で、少子高齢化による地域コミュニティの希薄化、高齢者の孤立、障がい者の災害への不安、経済的な困窮など、さまざまな社会的問題が生じています。人と人とのふれあいや繋がりによって不安は解消され、安心を得ることができます。仲間を得ることで、孤立感は軽減され、地域活動への関与へと発展していきます。顔見知りが増えることにより、助け合いの気持ちも芽生え地域の防犯対策へと広がっていくのではないのでしょうか。

この町で暮らす子どもから大人、高齢者まで、また、この地域で働く人たちも、地域を行き交う誰もが気軽に利用できる居場所を提供する目的で「千石ひろば」を設立しました。

人々が立ち寄るきっかけとして、カフェ、子ども食堂、駄菓子販売、団体交流スペース提供などを行っています。また、地域の活動団体が継続して活動できるための受け入れ態勢を整えてきました。新しいつながりと継がれていくつながり、共に地域の人々ができることができる居場所づくりをめざしています。

任意団体を法人化することにより、社会的な信頼を高め、その成果を広く周知することが可能になります。また、協力者の増加、運営の安定化を図ることができ、必要な時に必要な手助けをいつでも提供できる体制づくりを目指すことができます。

2 申請に至るまでの経緯

令和7年4月 任意団体 「千石ひろば実行委員会」 発足

4月 団体交流スペース提供、子ども食堂実施

5月 カフェ、駄菓子販売など開始

6月 特定非営利活動法人千石ひろば実行委員会の設立を有志で確認

9月 特定非営利活動法人 千石ひろば実行委員会の設立総会開催

令和 7年 9月25日

特定非営利活動法人千石ひろば実行委員会

設立代表者住 所

氏 名

小田巻 善雄